

玉名市教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、次のような制度を設けておりますのでお知らせします。

#### ◆ 就学援助費制度について

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用について支給するものです。内容は、新入学学用品費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費などです。

#### ◆ 申請できる保護者について

玉名市に住所があり、令和8年4月1日に玉名市立小中学校又は県立玉名高校附属中に在籍する予定の児童・生徒の保護者で、次の理由に該当する方

申請理由	証明書類
1 生活保護の停止・廃止を受けている世帯	なし
2-1 市民税の非課税を受けている世帯	※1
2-2 市民税の減免又は個人事業税・固定資産税の減免を受けており、かつ他の世帯員に収入がない世帯	●減免決定通知書の写し
3 国民年金保険料の減免を受けている世帯	●承認通知書の写し
4 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯	●承認通知書の写し
5 児童扶養手当の支給を受けている世帯	●児童扶養手当証の写し
6 生活福祉資金による貸付けを受けており、かつ他の世帯員に収入がない世帯	●貸付証明書の写し
7 その他（特別な事情により経済的に困窮している）	※1

※1 2-1又は7の申請理由に該当する場合

- ・令和7年1月1日現在の住所地が玉名市の方は、証明書類の添付は必要ありません。
- ・令和7年1月1日現在の住所地が他の市町村の方は、住所地で「家族全員の市県民税所得課税証明書」の発行を受けて添付してください。

#### ◆ 申請書の提出について

就学援助費の新入学生学用品費等の入学前支給を希望される方は、各小学校に備え付けの申請書に必要事項を記入し、期限までに学校へ提出してください。なお、提出期限後の申請や転入された方は、入学後に再度案内します。

#### ◆ 申請に必要なものは？

- ①就学援助申請書
- ②上表の右欄に掲げる証明書類
- ③通帳の見返し部分の写し
- ④入学前支給の希望者は就学援助チェックシート

#### ◆ 提出先

小学新1年生は入学予定校、中学新1年生は在籍小学校

#### ◆ 就学援助費の受給者の認定について

受給者の認定に当たっては、学校、福祉関係機関、教育委員会等の十分な連絡のもとに審査が行われ、認定の適否が決定されます。認定結果については3月に、小学新1年生は教育委員会から、中学新1年生は学校を通じて通知します。

#### ◆ 就学援助費の支給について

就学援助費の支給は口座振込により支給します。新入学学用品費は、3月に支給します。特別な事情のため学校を通じた手渡し払いを希望される場合や、提出期限後に申請された場合は、6月支給となります。その他の費用の支給時期は、9月（前期）及び3月（後期）です。

#### ◆ 学校給食費について

学校給食費（実食分）は、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者の口座には振り込まれません。また、保護者が毎月用立てる必要もありません。ただし、給食費振替口座の登録は、就学援助対象者であっても必要ですので、ご注意ください。

#### ◆ 問い合わせ先

各学校又は玉名市教育委員会教育総務課（Tel75-1133）へお尋ねください。